

**柏原市職員（育児休業代替任期付職員）
採用資格試験要綱
（事務職・保育士）**

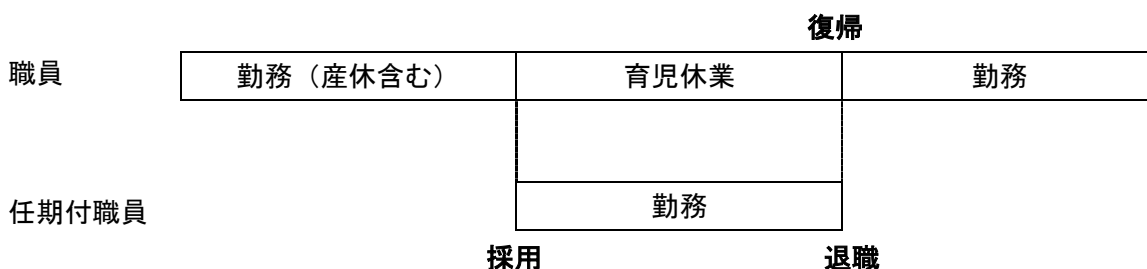
**（平成30年5月）
柏原市職員採用選考委員会**

採用資格試験についてのお問い合わせは、下記で取り扱います。
〒582-8555 大阪府柏原市安堂町1番55号
柏原市役所政策推進部人事課
TEL 072-972-1501 内線2432または2433
072-971-5196（直通）

柏原市では、育児休業を取得する職員の代替として勤務する「育児休業代替任期付職員」を募集します。

育児休業代替任期付職員とは

- ・職員が育児休業を取得した際に、代替職員として勤務する正規職員です。勤務条件（勤務時間、休暇、服務及び給与等）については、任期の定めがある事（3年以内）及び育児休業ができないことを除き、基本的に職員と同様です。
- ・職員が育児休業の期間を延長した場合は、任用期間を延長することがあります。また、育児休業の予定期間よりも早く復帰した場合は、当初の任用期間よりも早く退職となることがあります。
- ・採用候補者名簿登載期間内で別の職員が育児休業等を取得する場合、再度採用されることがあります。



1. 職種・受験資格及び登録予定人数

職種	受験資格		採用予定人数
	免許・資格等	年齢	
育児休業代替任期付職員（事務職）	学校教育法による大学（短期大学を除く）を卒業した人	昭和58年4月2日以降平成8年4月1日までに生まれた人	2、3名程度
育児休業代替任期付職員（保育士）	保育士資格および幼稚園教諭免許の両方を有する人	昭和48年4月2日以降に生まれた人	2、3名程度

（注意）性別、国籍は問いません。ただし、次のいずれかに該当する人は受験できません。

- ①成年被後見人、被保佐人（民法の一部を改正する法律（平成11年法律第149号）附則第3条第3項の規定により従前の例によることとされる準禁治産者を含む。）
- ②禁こ以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで、またはその執行を受けることがなくなるまでの人
- ③柏原市において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない人
- ④日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法またはその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、またはこれに加入した人

2. 任期

採用日～3年以内

3. 試験の実施内容等

①日 時 平成30年6月17日(日)

【事務職】

- ・受付 9:10～9:40(時間厳守)
- ・試験開始 10:00～

【保育士】

- ・試験開始 9:00から順次開始

※受験番号順に時間差で試験を行いますので、受付時間や開始時間は、個別にお知らせします。

②場 所 柏原市勤労者センター

大阪府柏原市大正2丁目10-1

☎072-972-5557(採用試験に関する連絡は当日のみ)

※自動車での来場はご遠慮ください。

③試験方法及び内容

【事務職】

- ・筆記試験 10:00～10:40
※筆記用具をご用意ください。

- ・個人面接 11:00～
※受験人数により、面接方法が変わる場合があります。

【保育士】

- ・筆記試験 30分 保育についての知識に関すること
※筆記用具をご用意ください。

- ・実技試験 30分 面接、絵本の読み聞かせ

4. 合格者の決定と発表方法

試験の結果を勘案して合否を決定し、その結果を合否にかかわらず受験者に郵送で通知します。

資格要件がないことや申込書に虚偽が判明した場合は、合格を取消し、採用されません。

※成績開示について

当試験を有効受験し不合格となられた場合、あらかじめ成績の開示を希望されていた方には結果通知に成績(得点・順位)を記載して送付させていただきます。成績の開示を希望される場合は、試験申込書の成績開示希望欄に「有」と記入して下さい。なお、試験に合格された場合、成績は開示されません。

5. 試験申込手続

受付期間：平成30年5月14日（月）～6月8日（金）（消印有効）

※「柏原市職員（育児休業代替任期付）採用資格試験申込書」は、柏原市ホームページから取得できます。ホームページから取得する場合は、A4サイズで白無地の用紙を使用して下さい（両面印刷）。

郵送	郵送先	〒582 - 8555 柏原市安堂町1番55号 柏原市役所人事課宛 ※封筒の表に「採用試験申込」と朱書きして下さい。
持参	申込先	柏原市役所人事課（本庁2階）に持参して下さい。 ※受付時間：土を除く午前9時から午後5時まで
	提出書類	①柏原市職員（育児休業代替任期付）採用資格試験申込書 ※事務職用と保育士用がありますので、間違えないように提出して下さい。 ②卒業・修了証明書（卒業・修了証書の写し可） ③資格・免許を証明する書類の写し（保育士のみ）
	注意事項	提出書類に漏れがある場合は受付できません。また、提出後の書類は一切返還できません。

6. 合格から採用まで

- (1) 合格者は、成績順に採用候補者名簿（登載期間3年間）に登載され、このうちから任命権者が職員の育児休業の状況に応じて採用を決定します。
 - (2) 採用は、平成30年7月以降を予定しています。
 - (3) 採用後は、6ヶ月間の条件付採用期間を経て正式採用となります。
 - (4) 育児休業取得状況によっては、名簿に登載されても採用されない場合があります。
 - (5) 育児休業を取得する職員の産前・産後休暇期間に勤務が可能な人については、臨時的任用職員（アルバイト）として採用することがあります。
- ※ 受験資格がないこと又は申込書記載事項が正しくないことが判明した場合には、合格を取消すことがあります。

7. 給与・勤務条件

柏原市一般職の職員の給与に関する条例に基づき、下記の給料のほか、期末・勤勉手当、通勤手当、退職手当など各種手当が支給されます。

（初任給）

職 種	初任給（大卒）	初任給（短大卒）
事務職	185,800円	
保育士	〃	165,700円

※職歴に応じて加算される場合があります。

※今後の人事給与制度等の改正により、変更されることがあります。

(勤務時間等)

①事務職

週5日、1日7時間45分【午前8時45分～午後5時15分(休憩45分)】勤務

休日等：土曜日、日曜日、祝日、年末年始(配属先により異なります。)

②保育士

午前7時30分～午後7時00分の間で7時間45分のシフト勤務(休憩45分)

休日等：日曜日、祝日、年末年始(4週8休、土曜日出勤有り)